

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属学校を置く各國公立大学法人学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課  
〃 男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
〃 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

### 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止 に関する注意喚起について

標記について、経済産業省から別紙1のとおり、注意喚起要請がありました。

学校給食施設や学校の調理実習室等において、一酸化炭素中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ等の重要性について理解を促すことが重要です。については、各学校等での一酸化炭素中毒事故を防止する観点から、下記に掲げる表のとおり周知をお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、学校に対する周知の方法については、例えば、他の案件とまとめて周知する等、御担当における各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願いします。

また、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、令和7年8月8日付け事務連絡「消費者事故等の通知について（依頼）」（別紙2）のとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁・文化庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。万が一、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知については、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会	所管の学校及び域内の市町村教育委員会
各指定都市教育委員会	所管の学校
各都道府県私立学校事務担当課	所轄の学校法人
附属学校を置く国公立大学法人学校事務主管課	附属学校
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課	所轄の学校設置会社

**【本件連絡先】**

○学校給食施設に関すること

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課学校給食・食育係

TEL : 03-6734-2694 E-mail : [shoku@mext.go.jp](mailto:shoku@mext.go.jp)

○学校安全に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

TEL : 03-6734-2966 E-mail : [anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

○小学校・中学校・高等学校の教科「家庭」における調理実習に関すること

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

TEL : 03-6734-2073 E-mail : [cswg0@mext.go.jp](mailto:cswg0@mext.go.jp)

○専門高校における調理実習に関すること

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

産業教育振興室 産業教育係

TEL : 03-6734-2904 E-mail : [sangyo@mext.go.jp](mailto:sangyo@mext.go.jp)

経済産業省

20251020保局第7号  
令和7年10月21日

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長  
経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととした。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

# 経済産業省

20251008保局第5号  
令和7年10月10日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全推進室長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長  
経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととした。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

# 経済産業省

20251008保局第5号  
令和7年10月10日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

## 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととした。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

# 経済産業省

20251008保局第5号  
令和7年10月10日

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付産業教育振興室長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長  
経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととした。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

## 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

2024年は10件（死者1名、症者19名）発生しています。同年7月には、大阪府の業務用厨房において、業務用麵ゆで器と瞬間湯沸器の使用中に従業員2名、消費者2名（計4名）がCO中毒となる事故が発生し、同年12月には、鹿児島県の工房において、LPガス炉の使用中に従業員1名がCO中毒により死亡する事故が発生しました。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

### 記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの

清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む）への教育及び周知を実施すること。

参考1：2024年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問い合わせ先：

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ

高压ガス保安室 (食品工場)

03-3501-1706

ガス安全室 (業務用厨房施設等)

03-3501-4032

(参考 1)

2024年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧							
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種	
1	4月27日	東京都	0	3	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、何らかの要因で麺ゆで器が不完全燃焼し、さらに換気扇を使用していなかったことでCOが室内に滞留した状態となり、CO中毒に至ったものと推定される。(事業者推定)	都市ガス	
2	5月15日	大分県	0	1	換気不足(推定)に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用オーブン使用時の換気不足(排気)によるもの。換気扇を作動させていたことだが、結果として換気(排気)不足が原因と推定される。(消防推定)	LPガス	
3	5月29日	熊本県	0	2	換気フードの清掃が不十分だった事に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用オーブンの給気側フィルターの目詰まり及び給食室内の換気フード清掃が不十分だったことにより給気不足を起こし、不完全燃焼を起こし発生した一酸化炭素が排気されなかった。また、給食室のガラリ側にある運動場の砂ぼこりがガラリを通して室内に入り、業務用オーブンの給気側フィルターに入り込み、更に機器内部にまで砂ぼこりが大量に入り込んだことにより、プロアファンが回転異常を起こし、煤の発生及び酸欠からの高濃度の一酸化炭素発生が起きた。(事業者見解)	LPガス	
4	7月12日	新潟県	0	3	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機使用時に、室内の換気が不十分(出入口・窓閉鎖、換気設備停止)であったことから、当該洗浄機上部ボイラーが不完全燃焼となり、発生した一酸化炭素が室内に滞留した。(消防見解)	LPガス	
5	7月22日	福岡県	0	3	換気不足に伴う排ガスCO中毒。 原因は、飲食店の厨房において、吸気口になっていた窓(営業中は常時開)を、空調効果向上のために閉めた事により、密閉状態となった厨房内でガス機器を使用したため、酸欠状態になり、一酸化炭素が発生した。	LPガス	
6	7月28日	大阪府	0	4	換気不足に伴う排ガスCO中毒。 原因は、麺ゆで器と先止め湯沸器を使用時に、従業員が換気扇を使用していたかは不明だが、何らかの要因で換気不足となり一酸化炭素が発生したもの。(事業者推定)	都市ガス	
7	8月15日	大阪府	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、換気設備を作動させずにガス機器(業務用レンジ・業務用麺ゆで器)を使用したため、CO中毒に至ったものと推定。(ガス事業者推定)	都市ガス	
8	9月19日	長崎県	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用厨房において、換気扇及び窓を、空調効果向上のために閉めた事により、密閉状態となった厨房内でガス機器を使用したため、酸欠状態になり、一酸化炭素が発生した。	LPガス	
9	10月5日	東京都	0	1	換気設備不良に伴う排ガスCO中毒。 原因は、換気設備の吸い込みが弱い状態で燃焼排気ガスが厨房内に滞留する状態であり、かつ、ガス機器のダンパーが絞られた状態となっており、燃焼に必要な空気が取り入れられない状態であったことから、不完全燃焼を起こし、CO中毒に至った。(事業者推定)	都市ガス	
10	12月13日	鹿児島県	1	0	換気不十分に伴う排ガスCO中毒。 原因は、窯小屋の換気が十分でなかったこと、窯が完全に密閉されていなかったことから、何らかの要因で不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生したと推定。	LPガス (高圧ガス保安法)	

飲食店や食品工場にお勤めの皆さんへ

# ガス機器を使うときは、 3つのポイントを チェック！

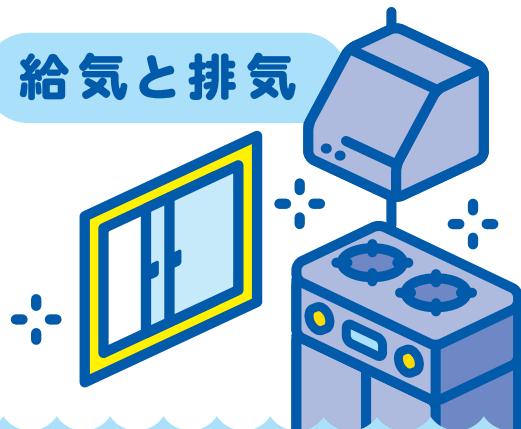


ポイント

1

## ガス機器を 使う時は、 必ず換気！

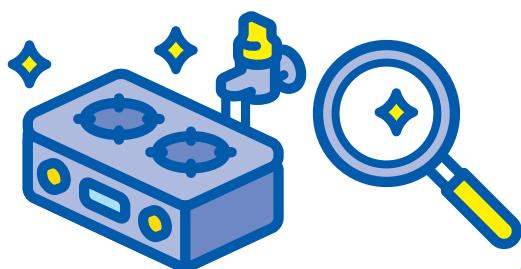
給気と排気



ポイント

2

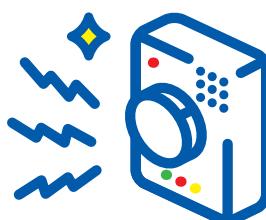
## ガス機器や 換気設備は、 清掃と点検を！



ポイント

3

## 業務用 換気警報器の 取り付けを！



パートや  
アルバイトの  
皆さんも  
確認してね！



業務用厨房では一酸化炭素（CO）中毒の事故が発生しており、その多くは使用者の換気忘れが原因です。ガス機器を使用する全員で3つのポイントを確認し、安全な使用を心掛けましょう！



# 3つのポイント、なんで大切なの？

ガスが正しく燃えるには、酸素を十分に含んだ新鮮な空気が必要です。もし酸素が足りないと燃焼が不完全になり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生して中毒になる恐れがあります。

3つのポイントは、事故を未然に防ぐためにとても大切です。

ポイント

1

## ガス機器を使う時は、必ず換気！

大型のガス機器や、複数のガス機器の同時使用が多い厨房施設では、ガスを使用する量が多く、新鮮な空気がたくさん必要です。

必ず換気設備を運転した状態でガス機器を使おう！



職場全員で見て欲しい安全動画①  
換気編

QRコード

ポイント

2

## ガス機器や換気設備は、清掃と点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができず、一酸化炭素(CO)中毒の危険度が高まります。



日頃からきれいに清掃し、定期的に点検も受けよう！

職場全員で見て欲しい安全動画②  
メンテナンス編

QRコード

ポイント

3

## 業務用換気警報器の取り付けを！

一酸化炭素(CO)は無色・無臭。また、中毒の初期症状は風邪に似ているため、気付かぬうちに重症化し、死に至ることも。危険なのに気づきにくい現象です。

一酸化炭素(CO)の発生に気づくために警報器を設置しよう！



職場全員で見て欲しい安全動画③  
警報器編

QRコード

### もし業務用換気警報器が鳴ったら

いつ一酸化炭素(CO)中毒になんておかしくない、本当に危険な状態！音がうるさくても取り外さず、すぐに以下のように対応しましょう。

①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。

②換気をする(ドアや窓を開けて換気。換気扇などの換気設備が動いていなかつたらすぐに作動させる)。

③ガス会社に連絡する。



### 着火事故にも注意を！

最近増えているのが業務用ガスオーブンの着火事故。操作ミスによりオーブン内部に滞留したガスに着火し爆発するという危険な事故です。正しい使い方を確認し、事故を防ぎましょう。火がつかなかつたら自動でガスを止める、安全装置付きの機器を設置するのもおすすめです。

ガスオーブンの使い方はこちら

事故の再現動画も見られます！

QRコード

### 外国人従業員向け動画

Video for foreign employees

「職場全員で見て欲しい安全動画」の外国語版を作成しました。外国人従業員へガスの正しい使い方をお伝えするツールとしてぜひご活用ください。

QRコード

事務連絡  
令和7年8月8日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課  
 各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課  
 各都道府県私立学校主管課御中  
 各都道府県・指定都市スポーツ主管課  
 各都道府県・指定都市博物館主管課  
 各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課  
 消費者庁消費者政策課  
 文部科学省大臣官房総務課  
 スポーツ庁健康スポーツ課  
 文化庁企画調整課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁・文化庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成21年9月1日付け等で周知し、直近では令和6年6月7日付け再周知しておりますが、一部通知先の変更等があったことを踏まえ、今後は別添「教育機関等における消費者事故等の通知方法」のとおり御通知いただきますようお願いします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市除く。）の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いします。

＜本件連絡先＞

（消費者庁）

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-9176（直通）

E-mail：i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

（文部科学省）

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : ml-hourei4@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2684 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

(文化庁)

文化庁企画調整課

TEL : 03-6734-4897 (直通)

E-mail : museum@mext.go.jp

## 教育機関等における消費者事故等の通知方法

### **1. 消費者事故等の対象**

生命・身体の「安全分野」については、別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要」とおりです。教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いします。

また、「財産分野」を含めた具体的な消費者事故等の事例については、別紙2「消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）」を御参照いただきますようお願いします。

### **2. 消費者事故等の通知様式**

別紙3「消費者事故等情報通知様式」とおりです。

### **3. 消費者事故等の情報通知先**

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」とおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課、博物館主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故（事態）が発生した場合（教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。）には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集約の上、御通知いただきますようお願いします。

### **4. その他**

消費者事故等の通知<sup>1</sup>に当たりましては、次の資料も御参考いただきますようお願いします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細：「消費者事故等の通知の運用マニュアル<sup>2</sup>」
- (2) 消費者安全法の解釈：「消費者安全法の解釈に関する考え方<sup>3</sup>」
- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合：令和4年10月3日

---

<sup>1</sup> 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

・学校給食における食中毒  
・幼稚園における事故  
・国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部における事故

<sup>2</sup> 消費者庁ウェブサイト<URL>  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_240312\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf)

<sup>3</sup> 消費者庁ウェブサイト<URL>  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_240312\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_02.pdf)

付事務連絡「消費者事故等の通知について<sup>4</sup>」

(4) 学校事故対応に関する指針【改訂版】: 19 頁<sup>5</sup>

---

<sup>4</sup> 文部科学省ウェブサイト<URL>

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt\\_stiiki-300000727\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf)

<sup>5</sup> 文部科学省ウェブサイト<URL>

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/data/outline/jikotaioushishin-all.pdf?v250>

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が現実に発生している事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

要件1：事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- ・事業として供給する商品・製品
- ・事業のために提供し若しくは利用に供する物品・施設・工作物
- ・事業として若しくは事業のために提供する役務

を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2：政令で定める以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- ・死亡事故
- ・治療に一日以上を要する負傷・疾病

\*通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く

\*医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く

- ・一酸化炭素中毒

要件3：商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く

\*消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合  
→消費者事故には該当しない

\*事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合  
→消費者事故に該当する

# 消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、「事態」とは、生命・身体被害が現実には発生していない事案（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

要件1：消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用・利用が行われた事態であって、

\*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

要件2：商品または役務の使用等において、第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

・商品等・役務が安全基準に不適合

\*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるルームアルテヒドの使用基準が該当

・<飲食物以外の>物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や、過熱・異常音等の異常が生じた事態

\*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当

・<飲食物に>腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態

\*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当

・窒息その他生命・身体に対する著しい危険が生じた事態

\*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

# 消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」（消費者安全法第2条第7項第1号、第2号）をいいます。

## ○ 「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- ・死亡
- ・治療に30日以上を要する負傷・疾病 (\*1)
- ・内閣府令で定める程度の身体障害 (\*2) が残る負傷・疾病
- ・一酸化炭素中毒

\*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知（実際に30日を経過する必要はない）

\*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

## ○ 「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- ・安全基準不適合かつ、（飲食物以外の）物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと
- ・安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
- ・窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- ・火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

# 消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生の情報を得たときに、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

## 【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになつてないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

## ○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

## ○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
1	小学校	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】
2	小学校	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
3	小学校	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
5	小学校	小学校において、食物アレルギーのある児童が給食を食べたところ、アナフィラキシーを発症し、救急搬送。当該給食には「乳・乳製品」を含む食品が使用されていたが、職員は配合成分表や原材料の確認を怠ったため、当該児童にアレルギーを起こす物質を含んだ給食が提供された。
6	小学校	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間に児童の頸部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】
7	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
8	小学校	小学校の校庭において、児童が遊んでいたところ、地表面にあった釘によって転倒し、左膝に裂傷を負った。当該釘は、ラインマーカーとして地面に打ち込まれた後、そのまま放置されたと考えられ、また、当該小学校は定期的に安全点検を行っていたが、目視による点検を行っていたため当該釘を発見できなかった。
9	小学校	小学校の遊具（滑り台）において、児童が遊んでいる際に、何らかの原因により、当該遊具の手すり部分に首が挟まった状態で発見され、病院に救急搬送したが、蘇生後脳症の重症。【重大事故等 消防庁通知】
10	小学校	小学校の校内エレベーターに中高生44名が閉じ込められ、うち2名が当該エレベータードア開放後に体調不良を訴え、救急搬送。【消防庁通知】
11	小学校	小学校の校庭において、児童がサッカーをしていた際にスライディングをしたところ、地中から突き出ていた金属に接触し、左膝を10cm切る重傷。当該小学校は約8か月前に当該校庭の安全点検を行っていたが、目視による点検であったため当該金属を発見できなかった。【重大事故等】

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
12	小学校	小学校の教室において、教員がハチを駆除するために殺虫スプレーを噴射したところ、当該スプレーの殺虫剤を吸い込んだ児童15名が嘔気、のどの痛み及び腹痛等を訴え、救急搬送。ハロゲン系殺虫剤毒作用と診断。【消防庁通知】
13	小学校	小学校の体育館において、学校開放利用団体が活動中、団体に所属する児童の臀部に床から剥離した木片が刺さり、負傷。
14	小学校	小学校の体育館において、中学生がバレーボールの部活動中に、トスされたボールを拾うため、前方に飛び込んだところ、床から飛び出していた平ねじに接触して右膝を裂傷し、9針縫合。当該小学校は、定期的に安全点検を行っていたが、当該平ねじの飛び出しが想定できていなかった、点検方法が不十分だった。
15	小学校	小学校において、多目的教室から出火し、一酸化炭素中毒等により12名が軽症。【重大事故等、消防庁通知】
16	小学校、中学校	小学校及び中学校の給食において、食物アレルギー（小麦）のある2名の児童生徒がアレルギー症状を発症し、うち1名が救急搬送。当該給食を調理したセンターは、「小麦」を含まない食材を発注したが、誤って「小麦」を含む食材が納品されたことに気付かなかつたため、当該児童生徒にアレルギーを発症させる物質を含んだ給食が提供された。
17	小学校、中学校	小学校及び中学校の給食において、給食センターがビワ（非加熱）を提供了ところ、児童生徒126名がアレルギー症状を発症し、うち小学生1名、中学生1名が救急搬送。当該給食センターは、当該ビワを給食で提供するにあたり、アレルギーの発症を想定できていなかつた。
18	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】
19	中学校	中学校の部活動（屋内運動部）に参加した生徒が、自転車で下校途中に歩道で倒れているところを発見され、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。なお、市の教育委員会による熱中症対応のガイドラインでは、部活動前に「暑さ指数」を計測するよう求めていたが、当該校では当日は測定を行つていなかつた。【重大事故等】
20	中学校	中学校の体育館で、部活動（バスケットボール部）中の生徒が、床の水濡れ箇所で足を滑らせて転倒し、右足大たい骨骨折の重傷。なお、当該水濡れは、当該体育館の空調施設の不具合による漏水で生じたものだつた。【重大事故等】
21	中学校	中学校の部活動で使用したピッティングマシーンを移動しようとした際に、当該ピッティングマシーンの回転部に左手を挟み、左手の指を切創し、救急搬送。【消防庁通知】

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
22	中学校	中学校のグラウンド内の砂場において、陸上競技部顧問教諭が投げた砲丸の軌道が逸れ、当該砂場の外側にいた生徒の頭部に当たり、右頭部頭蓋骨陥没骨折の重傷。当時、当該教諭は当該砲丸を投げる際に安全確認を行わず、当該生徒に気付かず、また、周囲に声かけをしないまま当該砲丸を投げていた。【重大事故等】
23	中学校	中学校の部活動の練習試合中、生徒1名の前頭部に他生徒の膝が強く接触し、その後、迎えに来た保護者の通報により救急搬送されたが、左急性硬膜外血腫による緊急手術を行う重傷。当時、当該部活動担当教員は接触場面を見ていない中、救急搬送の通報や管理職への連絡をしていない等、安全管理が不十分となっていた。【重大事故等】
24	中学校	中学校の校庭で、部活動（野球部）中の生徒2名が、打球を追いかけていた際に衝突し、うち1名が左側頭部を地面に強打したと思われる。医療機関を受診し、帰宅後に容体が急変し、救急搬送されたが、6日後に死亡。事故発生時の状況も含め、現在、調査中。【重大事故等】
25	中学校	中学校の体育館において、生徒が体育の授業中に床に座ったところ、床の木片が臀部に刺さり、負傷。
26	中学校	中学校の体育の授業において、ソフトボールを行っていたところ、バッターの生徒が打撃後にバットから手を離した際、当該バットが待機していた他の生徒2名に当たり、1名が歯が8本脱臼等の重傷、1名が首に打撲の軽傷。当該中学校では、競技場所と待機場所の間にネットが設置されていない等、環境整備が不足していた。【重大事故等】
27	中学校	中学校の体育館において、バレーボール部の部活動中に、生徒がボールを取ろうと床へ飛び込んだ際、体育館床の木片角がシャツにかかって剥離し、鋭角の形状で右腹部に刺さり、救急搬送され、5針縫合。
28	高校	高等学校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
29	高校	高等学校のグランドで、陸上部の部活動中、ハンマー投げの練習をしていた生徒が投げたハンマーが想定しない方向に飛び、砲丸投げの練習をしていた他の生徒の頭部に当たり、頭蓋骨骨折、脳挫傷等の重傷。なお、当該待機場所には防護ネットが設置されていなかった。【重大事故等】
30	高校	高等学校の部活動の準備中、高さ・横幅のある移動式防護ネット（折り畳み式）が複数の部員による移動作業中に倒れ、うち1名が当該ネットの下敷きになり、頭部外傷を負い意識不明の重体。現在、原因を調査中。【重大事故等】

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
31	高校	高等学校の部活動において、居合道の演武会を実施したところ、当該部活動の顧問が真剣を誤って生徒に刺したため救急搬送されたが、当該生徒は右大たい部刺創の重傷。当該顧問は、間合いを見誤っており、また、当該高等学校は真剣が使用されることを想定していなかった。【重大事故等】
32	高校	高等学校の部活動で使用したバッティングゲージを生徒3名で移動していたところ、風にあおられ倒れそうになった当該バッティングゲージを支えにいった別の生徒1名が倒れた当該バッティングゲージの下敷きになり、救急搬送。頭部外傷。【消防庁通知】
33	高校	高等学校の部活動中、監督の指示により、台風が接近している際に、重量・高さ・横幅のある移動式防護ネットが複数の部員による移動作業中に倒れ、うち1名が当該ネットの下敷きになり、頸椎損傷等の重傷。【重大事故等 警察庁通知】
34	高校	高等学校の体育祭の練習中に、生徒29名が熱中症にかかり、うち23名が救急搬送。現在、原因を調査中。【警察庁通知】
35	高校	水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むよう指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。【重大事故等】
36	高校	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】
37	高校	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
38	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
39	高校	高等学校等で開催される体育祭や文化祭等のイベントでの使用を目的として、クラスTシャツなどと呼ばれるオリジナルデザインのTシャツ等を注文したところ、注文時点では本件クラスTシャツの使用日までに間に合うと説明されていたにもかかわらず、使用日までに納品されなかった。【財産事案】
40	高校	高等学校の体育の授業において、生徒が校内外を走っていたところ、校門付近の歩道で、当該学校敷地内にあるネットフェンスに設置されていた看板が外れて当該生徒の顔面に接触し、顔面皮膚潰瘍の重傷。当該高等学校は、当該看板の留め具が外れやすい状況であることを把握していなかった。【重大事故等】
41	専門学校	専門学校主催のバーベキュー大会において、火が弱くなったため、職員が炭等を追加する際にアルコールを注いだところ、燃焼が進み、近くにいた学生4名が火傷を負い、救急搬送され、3名が軽傷、他1名が後日死亡。【重大事故等 警察庁通知】

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
42	スタジアム ※公共施設	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スponジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
43	武道場 ※公共施設	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
44	体育館 ※公共施設	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
45	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
46	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部（木片）が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。
47	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部（木片）が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を除去。
48	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離した床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
49	体育館 ※公共施設	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の一部が臀部に刺さり、負傷。
50	体育館 ※公共施設	体育館の室内において、器械体操で利用していた児童がスライディングをしたところ、床材の一部が当該児童の左膝に刺さり、負傷。
51	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部が左大たい部分に刺さり、負傷。
52	体育館 ※公共施設	体育館において、高等学校のハンドボールの部活動中、生徒が床に滑り込んだところ、床材の一部が左太ももに刺さり、10針縫合。
53	スポーツセ ンター ※公共施設	スポーツセンターにおいて、天井から空調吸出口が落下。
54	科学館 ※公共施設	公共施設（科学館）の催し（実験）において、アクリル製パイプが破裂し、観客4名が負傷。当該実験では、普段と異なる可燃物を使用しており、また、観客との間に仕切りが置かれていた等、安全対策が不十分であった。【経済産業省通知】
55	プール ※公共施設	保育施設の園外保育において、プールの入口を通った際に、幼児がバリカーを触ったところ、当該バリカーが落下して当該幼児の右足に当たり、足の指を骨折の疑い。当時、当該プールは工事のため車の出入りが多く、当該バリカーの上げ下げが頻回に行われる中、当該バリカーの固定が甘く、落下したと考えられる。

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係）

No.	発生場所	公表内容
56	スクールバス（小学校）	児童19名を乗せて下校中のスクールバスが、バス停に停車する際に、運転士が運転操作を誤り、駐車場横のくぼ地に転落。19名が医療機関を受診し、うち4名が打撲等の重傷（継続的に治療）。【重大事故等】
57	陸上競技大会	陸上競技大会（中学生対象）の砲丸投げ練習場において、生徒が砲丸を投げた際に、その落下域にいた別の生徒の頭部に当たり、頭蓋骨左右2か所骨折等の重傷。当時、当該練習場付近には大会委員がいたが、同時に他の競技の指導も行っており、砲丸投げの危機回避のための安全管理及び安全指導ができていなかった【重大事故等】
58	スクールバス（小学校）	児童1名を乗せて下校中のスクールバスが、運転士がわき見をしたため道路外に逸脱し、当該道路下の河原に転落。当該児童は右手小指を若木骨折。
59	スクールバス（小学校）	児童2名を乗せたスクールバスが方向転換のため切り返しを行った際に、運転手が侵入経路等の判断を誤り、当該スクールバスが道路外に落下し、当該児童2名が軽傷を負う。
60	機器（タブレット端末）	充電保管庫内で保管していたタブレット端末に煤や側面溶解が生じた。
61	機器（ノートパソコン）	学校で当該ノートパソコンを充電中、当該製品のACアダプターを溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。【重大事故等】
62	機器（タブレット端末）	自宅において、教育委員会より貸与されたタブレット端末を充電していたところ発火し、本体電源部分が溶解。現在、原因を調査中。【重大事故等】

# 消費者事故等情報通知様式

## 【安全分野・財産分野共通】

### 1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)

公益通報

(公益通報者保護法第2条第1項に該当)

不開示情報を含む

(行政機関情報公開法第5条第2号に該当)

### 2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体  
(行政機関名等)



担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

② 通知日時

(西暦)  
 年  月  日

時  分

頃 →  第  報

### 3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

安全分野(生命・身体)

重大事故等

重大事故等以外

財産分野(表示・取引)

### 4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。)

(西暦)

① 発生日時

年  月  日

時  分

頃 →  第  報

② 発生地域 (都道府県等)

(市区町村)

### 5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものが無い場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を( )に記入します。)

施設等の場所

住宅

店舗・商業施設

学校

医療・福祉施設

公園

道路

公共施設

海・山・川等自然環境

車内・機内・船内

その他

→ ( \_\_\_\_\_ )

施設内の場所

階段

浴槽・風呂場

台所

玄関

居室

洗面所

ベランダ

庭

廊下

エレベーター

エスカレーター

動く歩道

自動ドア

回転扉

その他

→ ( \_\_\_\_\_ )

### 6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)

(西暦)

情報を得た日時

年  月  日

時  分

頃 →  第  報

## 7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その方法を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 来所	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 文書(手紙等含む。)
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		

## 8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。)

<input type="checkbox"/> 消費者	<input type="checkbox"/> 公益通報者	<input type="checkbox"/> 職権探知
<input type="checkbox"/> 事業者(製造)	<input type="checkbox"/> 事業者(販売)	<input type="checkbox"/> 事業者(同業他者等その他)

財産分野 → [情報提供者の氏名または事業者名] → [情報提供者の住所] → [情報提供者の電話番号]

情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)

消費者庁からの直接連絡(可・不可) → [ ]

## 9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するもの全てにチェック又は○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身  情報提供者以外

② 情報提供者を含めた被害者数 [ ] 人

性別人数	男性	[ ] 人	女性	[ ] 人											
	年齢別人数	1歳未満	[ ] 人	1歳以上	[ ] 人	2歳未満	[ ] 人	2歳以上	[ ] 人	5歳未満	[ ] 人	5歳以上	[ ] 人	10歳未満	[ ] 人
	10歳代	[ ] 人	20歳代	[ ] 人	30歳代	[ ] 人	40歳代	[ ] 人							
	50歳代	[ ] 人	60歳代	[ ] 人	70歳代	[ ] 人	80歳以上	[ ] 人							
(注: 90歳以上の方がいる場合、90歳代、100歳以上で分けて記入 ⇒ 90歳代 [ ] 人 100歳以上 [ ] 人)															
職業別人数	給与生活者	[ ] 人	自営業・自由業者	[ ] 人	家事従事者	[ ] 人	大学生・大学院生	[ ] 人							
	高校生	[ ] 人	中学生	[ ] 人	小学生	[ ] 人	保育・幼稚園児	[ ] 人							
	未就園児	[ ] 人	無職	[ ] 人	その他	[ ] 人	不明	[ ] 人							

## 10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の原因となった商品・役務名及び型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。)

① 事業者の属性

<input type="checkbox"/> 製造事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 輸入事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 役務提供事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 信用供与者 (信販、クレジット、リース等)	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 販売事業者 (購入先・契約先)	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> その他	→ 名称 ( _____ )

② 商品・役務名 [ ]

③ 型番・ロット番号 [ ]

④ 取引デジタルプラットフォーム名 [ ]

## 【安全分野】

### 11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

事故情報

事態情報

### 12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

### 13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その態様を( )に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

役務事故

その他 → ( \_\_\_\_\_ )

### 14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

製品自体の不良

表示の不備

役務自体の不良

取扱説明書の不備

経年劣化

業者の設置・施工不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施工不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

### 15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |                                    |                                    |                                |                                  |
|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品       | <input type="checkbox"/> 家電製品      | <input type="checkbox"/> 住居品   | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱水品      | <input type="checkbox"/> 被服品       | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物  |
| <input type="checkbox"/> 建物・設備     | <input type="checkbox"/> 保健・福祉サービス |                                |                                  |
| <input type="checkbox"/> 他の商品・サービス | → ( _____ )                        |                                |                                  |

### 16. 安全分野の事故等の被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その被害の状況を( )に記入します。)

- |  |                                      |                                  |   |
|--|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 骨折              | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫       | <input type="checkbox"/> 切断      | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷<br>・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷           | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷     | <input type="checkbox"/> 内臓損傷    | <input type="checkbox"/> 神経<br>・脊髄の損傷   |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷          | <input type="checkbox"/> 窒息          | <input type="checkbox"/> 熱傷      | <input type="checkbox"/> 凍傷             |
| <input type="checkbox"/> 皮膚障害            | <input type="checkbox"/> 感電障害        | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒 | <input type="checkbox"/> 食中毒            |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒          | <input type="checkbox"/> 感覚機能の<br>低下 | <input type="checkbox"/> 呼吸器障害   | <input type="checkbox"/> 消化器障害          |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                      |                                  |   |

### 17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

## 【財産分野】

### 18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等

(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。  
該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)

<input type="checkbox"/> 商品一般	<input type="checkbox"/> 食料品	<input type="checkbox"/> 住居品	<input type="checkbox"/> 光熱水品
<input type="checkbox"/> 被服品	<input type="checkbox"/> 保健衛生品	<input type="checkbox"/> 教養娯楽品	<input type="checkbox"/> 車両・乗り物
<input type="checkbox"/> 土地・建物 ・設備	<input type="checkbox"/> 他の商品	<input type="checkbox"/> クリーニング	<input type="checkbox"/> レンタル・ リース・貸借
<input type="checkbox"/> 工事・建築 ・加工	<input type="checkbox"/> 修理・補修	<input type="checkbox"/> 管理・保管	<input type="checkbox"/> 役務一般
<input type="checkbox"/> 金融・保険 サービス	<input type="checkbox"/> 運輸・通信 サービス	<input type="checkbox"/> 教育サービス	<input type="checkbox"/> 教養・娯楽 サービス
<input type="checkbox"/> 保健・福祉 サービス	<input type="checkbox"/> 他の役務	<input type="checkbox"/> 内職・副業 ・ねずみ講	<input type="checkbox"/> その他

### 19. 財産分野の事故等の態様（事業者の行為）

(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

<input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な広告・表示	<input type="checkbox"/> 不実告知・事実不告知	<input type="checkbox"/> 断定的判断の提供	<input type="checkbox"/> 不退去
<input type="checkbox"/> 監禁	<input type="checkbox"/> 消費者を欺き、威迫して困惑させる	<input type="checkbox"/> 法律により取消事由となる不当勧誘による契約	<input type="checkbox"/> 法律が無効とする契約条項を含む契約
<input type="checkbox"/> 債務不履行等	<input type="checkbox"/> 違法景品類の提供	<input type="checkbox"/> 契約の締結に関する行為規制違反	<input type="checkbox"/> 契約の履行に関する行為規制違反
<input type="checkbox"/> 契約の申込みの撤回・解除・解約に関する行為規制違反			

### 20. 財産分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 店舗販売	<input type="checkbox"/> 訪問販売	<input type="checkbox"/> 訪問購入	<input type="checkbox"/> 通信販売
<input type="checkbox"/> 電話勧誘販売	<input type="checkbox"/> マルチ商法 マルチまがい商法		
<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		<input type="checkbox"/> 不明	

### 21. 財産分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

<input type="checkbox"/> 既に契約・申込した	<input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない	<input type="checkbox"/> 不明
------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------

### 22. 財産分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 自社割賦	<input type="checkbox"/> 包括信用購入 あっせん(クレジットカード)	<input type="checkbox"/> 個別信用購入 あっせん
<input type="checkbox"/> 借金	<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		

### 23. 財産分野の事故等の態様（被害金額）

(財産分野の事故等で被害に遭った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。)

既払い金額	→	<input type="text"/>	円
商品・役務自体の金額	→	<input type="text"/>	円
申込金	→	<input type="text"/>	円
クレジット等手数料	→	<input type="text"/>	円
その他	{	<input type="text"/>	円 ( _____ )
		<input type="text"/>	円 ( _____ )
		<input type="text"/>	円 ( _____ )



被害金額は不明

### 24. 財産分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

25. 通知するとした判断理由

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

26. 関連事項

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

【安全分野・財産分野共通】

27. その他特記事項

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

# 消費者事故等情報通知様式

## 【安全分野・財産分野共通】

### 1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)

公益通報

(公益通報者保護法第2条第1項に該当)

不開示情報を含む

(行政機関情報公開法第5条第2号に該当)

### 2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体  
(行政機関名等)

△△県教育委員会



担当者名 : ◇◇太郎

所属部署 : △△部△△課

電話番号 :

●●●-●●●-●●●●

② 通知日時  
(西暦)

202●

年

●

月

●

日

●

時

●

分頃



第

1

報

### 3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

安全分野(生命・身体)

重大事故等

重大事故等以外

財産分野(表示・取引)

### 4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。)

(西暦)

① 発生日時

202●

年

●

月

●

日

●

時

●

分頃

② 発生地域 (都道府県等)

△△県

(市区町村)

◆◆市

### 5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものが無い場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を( )に記入します。)

施設等の場所

<input type="checkbox"/>	住宅	<input type="checkbox"/>	店舗・商業施設	<input checked="" type="checkbox"/>	学校	<input type="checkbox"/>	医療・福祉施設	<input type="checkbox"/>	公園
<input type="checkbox"/>	道路	<input type="checkbox"/>	公共施設	<input type="checkbox"/>	海・山・川等自然環境	<input type="checkbox"/>	車内・機内・船内		
<input type="checkbox"/>	その他 → ( _____ )								

施設内の場所

<input type="checkbox"/>	階段	<input type="checkbox"/>	浴槽・風呂場	<input type="checkbox"/>	台所	<input type="checkbox"/>	玄関	<input type="checkbox"/>	居室
<input type="checkbox"/>	洗面所	<input type="checkbox"/>	ベランダ	<input type="checkbox"/>	庭	<input type="checkbox"/>	廊下	<input type="checkbox"/>	エレベーター
<input type="checkbox"/>	エスカレーター	<input type="checkbox"/>	動く歩道	<input type="checkbox"/>	自動ドア	<input type="checkbox"/>	回転扉		
<input checked="" type="checkbox"/>	その他 → ( _____ )								

### 6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)

(西暦)

情報を得た日時

202●

年

●

月

●

日

●

時

●

分頃

## 7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その方法を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 来所	<input checked="" type="radio"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 文書(手紙等含む。)
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		

## 8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。)

<input type="checkbox"/> 消費者	<input type="checkbox"/> 公益通報者	<input checked="" type="radio"/> 職権探知
<input type="checkbox"/> 事業者(製造)	<input type="checkbox"/> 事業者(販売)	<input type="checkbox"/> 事業者(同業他者等その他)

財産分野 → [情報提供者の氏名または事業者名] → [情報提供者の住所] → [情報提供者の電話番号]

情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)

## 9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するもの全てにチェック又は○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身  情報提供者以外

② 情報提供者を含めた被害者数  1 人

性別人数	男性 <input type="checkbox"/> 1 人	女性 <input type="checkbox"/> 人						
年齢別人数	1歳未満 <input type="checkbox"/> 人	1歳以上 <input type="checkbox"/> 人	2歳未満 <input type="checkbox"/> 人	2歳以上 <input type="checkbox"/> 人	5歳未満 <input type="checkbox"/> 人	5歳以上 <input type="checkbox"/> 人	10歳未満 <input type="checkbox"/> 人	10歳以上 <input type="checkbox"/> 人
	10歳代 <input type="checkbox"/> 1 人	20歳代 <input type="checkbox"/> 人	30歳代 <input type="checkbox"/> 人	40歳代 <input type="checkbox"/> 人	50歳代 <input type="checkbox"/> 人	60歳代 <input type="checkbox"/> 人	70歳代 <input type="checkbox"/> 人	80歳以上 <input type="checkbox"/> 人
	50歳代 <input type="checkbox"/> 人	60歳代 <input type="checkbox"/> 人	70歳代 <input type="checkbox"/> 人	80歳以上 <input type="checkbox"/> 人	90歳代 <input type="checkbox"/> 人	100歳以上 <input type="checkbox"/> 人	100歳以上 <input type="checkbox"/> 人	100歳以上 <input type="checkbox"/> 人
(注: 90歳以上の方が多い場合、90歳代、100歳以上で分けて記入 ⇒ 90歳代 <input type="checkbox"/> 人)	自営業・ 自由業者 <input type="checkbox"/> 人	家事従事者 <input type="checkbox"/> 人	大学生・ 大学院生 <input type="checkbox"/> 人	保育・ 幼稚園児 <input type="checkbox"/> 人	その他 <input type="checkbox"/> 人	不明 <input type="checkbox"/> 人		
職業別人数	給与生活者 <input type="checkbox"/> 人	中学生 <input type="checkbox"/> 1 人	小学生 <input type="checkbox"/> 人	高校生 <input type="checkbox"/> 人	無職 <input type="checkbox"/> 人			
	未就園児 <input type="checkbox"/> 人							

## 10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の原因となった商品・役務名及び型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。)

① 事業者の属性

<input type="checkbox"/> 製造事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 輸入事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 役務提供事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 信用供与者 (信販、クレジット、リース等)	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 販売事業者 (購入先・契約先)	→ 名称 ( _____ )
<input checked="" type="radio"/> その他	→ 名称 ( △△市立〇〇中学校 )

② 商品・役務名 **部活(ソフトボール部)**

③ 型番・ロット番号

④ 取引デジタルプラットフォーム名

## 【安全分野】

### 11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

事故情報

事態情報

### 12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

### 13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その態様を( )に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

役務事故

その他 → ( \_\_\_\_\_ )

### 14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

製品自体の不良

表示の不備

役務自体の不良

取扱説明書の不備

経年劣化

業者の設置・施工不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施工不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

## 15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |   |                                    |                                |                                  |
|---|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品                  | <input type="checkbox"/> 家電製品      | <input type="checkbox"/> 住居品   | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱品                  | <input type="checkbox"/> 被服品       | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物  |
| <input type="checkbox"/> 建物・設備                | <input type="checkbox"/> 保健・福祉サービス |                                |                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 他の商品・サービス | → ( 部活 (ソフトボール部) )                 |                                |                                  |

## 16. 安全分野の事故等の被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その被害の状況を( )に記入します。)

- |  |                                  |                                  |   |
|--|----------------------------------|----------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 骨折   | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫   | <input type="checkbox"/> 切断      | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷<br>・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷           | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷 | <input type="checkbox"/> 内臓損傷    | <input type="checkbox"/> 神経<br>・脊髄の損傷   |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷          | <input type="checkbox"/> 窒息      | <input type="checkbox"/> 熱傷      | <input type="checkbox"/> 凍傷             |
| <input type="checkbox"/> 皮膚障害            | <input type="checkbox"/> 感電障害    | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒 | <input type="checkbox"/> 食中毒            |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒          | <input type="checkbox"/> 感覚機能の低下 | <input type="checkbox"/> 呼吸器障害   | <input type="checkbox"/> 消化器障害          |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                  |                                  |   |

## 17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

- ・2020年◆月◆日、△△市立〇〇中学校の校庭において、ソフトボール部が放課後に練習を行っていた。  
・練習終了後、ソフトボール部の顧問は、部員〇名に対して、明日開催される中学校の秋季運動会のため、移動式のバックネット（※折りたたみ箇所が4箇所あり）を移動するように指示を出した。  
・部員による移動作業中、当該折りたたみ箇所の金具が外れた際に、バランスを崩した当該バックネットが倒れて、移動作業を行っていた部員1名が当該バックネットの下敷きになった。  
・連絡を受けた顧問が119番通報し、当該バックネットの下敷きとなった当該部員はすぐに救急搬送されたが、右大腿骨を骨折する重傷と診断された。  
・前回（△年△月）、当該バックネットを移動した際に、部員から顧問に対して、「当該折りたたみ箇所の金具がグラグラしている」との連絡があったが、修理は行われていなかった。経緯について、現在、調査中である。

（注）本欄では次の3点を記載します。なお、調査中の場合、第2報以降で記載します。

- ①消費者による使用（飲食を含む。）又は利用の状況  
②消費者の被害の程度の状況  
③消費安全性を欠いている状況（事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合（例えば、事業者側が役務サービス提供上のミスを認めていいる、事業者側が商品の購入代金金額の返金を申し出たなどの場合を想定）に該当する。）  
（注）事態の場合は、事故が発生するおそれがあるものとして、消費者安全法施行令第2条又は第5条で定める要件への該当性を記載します。

## 【財産分野】

### 18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等

(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。  
該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 商品一般          | <input type="checkbox"/> 食料品           | <input type="checkbox"/> 住居品            | <input type="checkbox"/> 光熱水品            |
| <input type="checkbox"/> 被服品           | <input type="checkbox"/> 保健衛生品         | <input type="checkbox"/> 教養娯楽品          | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物          |
| <input type="checkbox"/> 土地・建物<br>・設備  | <input type="checkbox"/> 他の商品          | <input type="checkbox"/> クリーニング         | <input type="checkbox"/> レンタル・<br>リース・貸借 |
| <input type="checkbox"/> 工事・建築<br>・加工  | <input type="checkbox"/> 修理・補修         | <input type="checkbox"/> 管理・保管          | <input type="checkbox"/> 役務一般            |
| <input type="checkbox"/> 金融・保険<br>サービス | <input type="checkbox"/> 運輸・通信<br>サービス | <input type="checkbox"/> 教育サービス         | <input type="checkbox"/> 教養・娯楽<br>サービス   |
| <input type="checkbox"/> 保健・福祉<br>サービス | <input type="checkbox"/> 他の役務          | <input type="checkbox"/> 内職・副業<br>・ねずみ講 | <input type="checkbox"/> その他             |

### 19. 財産分野の事故等の態様（事業者の行為）

(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な広<br>告・表示                       | <input type="checkbox"/> 不実告知・事実<br>不告知           | <input type="checkbox"/> 断定的判断の提<br>供                  | <input type="checkbox"/> 不退去                       |
| <input type="checkbox"/> 監禁                                    | <input type="checkbox"/> 消費者を欺き、<br>威迫して困惑させ<br>る | <input type="checkbox"/> 法律により取消<br>事由となる不当勧<br>誘による契約 | <input type="checkbox"/> 法律が無効とす<br>る契約条項を含む<br>契約 |
| <input type="checkbox"/> 債務不履行等                                | <input type="checkbox"/> 違法景品類の提<br>供             | <input type="checkbox"/> 契約の締結に関<br>する行為規制違反           | <input type="checkbox"/> 契約の履行に関<br>する行為規制違反       |
| <input type="checkbox"/> 契約の申込みの撤<br>回・解除・解約に<br>関する行為規制違<br>反 |   |  |  |

### 20. 財産分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

- |  |  |                               |                               |
|--|--|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 店舗販売            | <input type="checkbox"/> 訪問販売                  | <input type="checkbox"/> 訪問購入 | <input type="checkbox"/> 通信販売 |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売          | <input type="checkbox"/> マルチ商法<br>マルチまがい商<br>法 |                               |                               |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |  | <input type="checkbox"/> 不明   |                               |

### 21. 財産分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |                                    |                                       |                             |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

### 22. 財産分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

- |                             |  |   |   |
|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦            | <input type="checkbox"/> 包括信用購入<br>あっせん(クレ<br>ジットカード) | <input type="checkbox"/> 個別信用購入<br>あっせん |
| <input type="checkbox"/> 借金 | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |   |   |

### 23. 財産分野の事故等の態様（被害金額）

(財産分野の事故等で被害に遭った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。)

既払い金額 →  円

商品・役務自体の金額 →  円

申込金 →  円

クレジット等手数料 →  円

その他  
  {  円 ( \_\_\_\_\_ )  
     円 ( \_\_\_\_\_ )  
     円 ( \_\_\_\_\_ )



被害金額は不明

### 24. 財産分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

25. 通知するとした判断理由

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

26. 関連事項

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

【安全分野・財産分野共通】

27. その他特記事項

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

・診断書は、教育委員会において、写しを保管している。

# 消費者事故等情報通知様式

## 【安全分野・財産分野共通】

### 1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)

公益通報

(公益通報者保護法第2条第1項に該当)

不開示情報を含む

(行政機関情報公開法第5条第2号に該当)

### 2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体  
(行政機関名等)

△△県教育委員会



担当者名 : ◇◇太郎

所属部署 : △△部△△課

電話番号 :

●●●-●●●-●●●●

② 通知日時  
(西暦)

202●

年 ●月 ●日

●時 ●分

●分頃

→ 第 1 報

### 3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

安全分野(生命・身体)

重大事故等

重大事故等以外

財産分野(表示・取引)

### 4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。)

(西暦)

① 発生日時  
(西暦)

202●

年 ●月 ●日

●時 ●分

●分頃

② 発生地域  
(都道府県等)

△△県

(市区町村)

◆◆市

### 5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものが無い場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を( )に記入します。)

施設等の場所

<input type="checkbox"/>	住宅	<input type="checkbox"/>	店舗・商業施設	<input type="checkbox"/>	学校	<input type="checkbox"/>	医療・福祉施設	<input type="checkbox"/>	公園
<input type="checkbox"/>	道路	<input checked="" type="radio"/>	公共施設	<input type="checkbox"/>	海・山・川等自然環境	<input type="checkbox"/>	車内・機内・船内		
<input type="checkbox"/>	その他 → ( _____ )								

施設内の場所

<input type="checkbox"/>	階段	<input type="checkbox"/>	浴槽・風呂場	<input type="checkbox"/>	台所	<input type="checkbox"/>	玄関	<input type="checkbox"/>	居室
<input type="checkbox"/>	洗面所	<input type="checkbox"/>	ベランダ	<input type="checkbox"/>	庭	<input type="checkbox"/>	廊下	<input type="checkbox"/>	エレベーター
<input type="checkbox"/>	エスカレーター	<input type="checkbox"/>	動く歩道	<input type="checkbox"/>	自動ドア	<input type="checkbox"/>	回転扉		
<input checked="" type="radio"/>	その他 → ( 公共施設内の体育館 )								

### 6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)

(西暦)

情報を得た日時

202●

年 ●月 ●日

●時 ●分

●分頃

## 7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その方法を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 来所	<input checked="" type="radio"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 文書(手紙等含む。)
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		

## 8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。)

<input type="checkbox"/> 消費者	<input type="checkbox"/> 公益通報者	<input checked="" type="radio"/> 職権探知
<input type="checkbox"/> 事業者(製造)	<input type="checkbox"/> 事業者(販売)	<input type="checkbox"/> 事業者(同業他者等その他)

財産分野 → 情報提供者の氏名または事業者名 → \_\_\_\_\_  
情報提供者の住所 → \_\_\_\_\_  
情報提供者の電話番号 → \_\_\_\_\_

情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)

## 9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するもの全てにチェック又は○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身  情報提供者以外

② 情報提供者を含めた被害者数  1 人

性別人数	男性 <input type="checkbox"/> 人	女性 <input checked="" type="radio"/> 1 人		
年齢別人数	1歳未満 <input type="checkbox"/> 人	1歳以上 <input type="checkbox"/> 人		
	2歳未満 <input type="checkbox"/> 人	2歳以上 <input type="checkbox"/> 人		
10歳代 <input type="checkbox"/> 人	20歳代 <input type="checkbox"/> 人	30歳代 <input type="checkbox"/> 人	40歳代 <input type="checkbox"/> 人	
50歳代 <input type="checkbox"/> 人	60歳代 <input type="checkbox"/> 人	70歳代 <input type="checkbox"/> 人	80歳以上 <input type="checkbox"/> 人	
(注: 90歳以上の方がいる場合、90歳代、100歳以上で分けて記入 ⇒ 90歳代 <input type="checkbox"/> 人 100歳以上 <input type="checkbox"/> 人)				
職業別人数	給与生活者 <input checked="" type="radio"/> 1 人	自営業・自由業者 <input type="checkbox"/> 人	家事従事者 <input type="checkbox"/> 人	大学生・大学院生 <input type="checkbox"/> 人
	高校生 <input type="checkbox"/> 人	中学生 <input type="checkbox"/> 人	小学生 <input type="checkbox"/> 人	保育・幼稚園児 <input type="checkbox"/> 人
	未就園児 <input type="checkbox"/> 人	無職 <input type="checkbox"/> 人	その他 <input type="checkbox"/> 人	不明 <input type="checkbox"/> 人

## 10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の原因となった商品・役務名及び型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。)

① 事業者の属性

<input type="checkbox"/> 製造事業者	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 輸入事業者	→ 名称 ( _____ )
<input checked="" type="radio"/> 役務提供事業者	→ 名称 ( 一般財団法人〇〇(△△県から管理業務を受託) )
<input type="checkbox"/> 信用供与者 (信販、クレジット、リース等)	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> 販売事業者 (購入先・契約先)	→ 名称 ( _____ )
<input type="checkbox"/> その他	→ 名称 ( _____ )

② 商品・役務名 **バレーボールコート(貸出)**

③ 型番・ロット番号

④ 取引デジタルプラットフォーム名

## 【安全分野】

### 11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

事故情報

事態情報

### 12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

### 13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その態様を（ ）に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

役務事故

その他 → ( 体育館の床板（木製）の剥離に伴う負傷 )

### 14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

製品自体の不良

表示の不備

役務自体の不良

取扱説明書の不備

経年劣化

業者の設置・施工不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施工不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

## 15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

<input type="checkbox"/> 食料品	<input type="checkbox"/> 家電製品	<input type="checkbox"/> 住居品	<input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品
<input type="checkbox"/> 光熱品	<input type="checkbox"/> 被服品	<input type="checkbox"/> 保健衛生品	<input type="checkbox"/> 車両・乗り物
<input checked="" type="radio"/> 建物・設備	<input type="checkbox"/> 保健・福祉サービス		
<input type="checkbox"/> 他の商品・サービス	→ ( _____ )		

## 16. 安全分野の事故等の被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その被害の状況を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 骨折	<input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫	<input type="checkbox"/> 切断	<input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷 ・打撲傷
<input checked="" type="radio"/> 刺傷・切傷	<input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷	<input type="checkbox"/> 内臓損傷	<input type="checkbox"/> 神経 ・脊髄の損傷
<input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷	<input type="checkbox"/> 窒息	<input type="checkbox"/> 熱傷	<input type="checkbox"/> 凍傷
<input type="checkbox"/> 皮膚障害	<input type="checkbox"/> 感電障害	<input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒	<input type="checkbox"/> 食中毒
<input type="checkbox"/> その他の中毒	<input type="checkbox"/> 感覚機能の低下	<input type="checkbox"/> 呼吸器障害	<input type="checkbox"/> 消化器障害
<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )			

## 17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

- ・2020年◆月◆日◆時◆分から、被害者ほか〇名のメンバーが、△△スポーツアリーナ口口第一体育館のバレーボールコートを利用して、バレーの練習をしていました。  
・△時△分頃、レシーブのために前方に滑り込んだ際に、床材に使用している木片が被害者の右の太ももに刺さった。  
・当該木片が深く刺さっていたため、他のメンバーが当該スポーツアリーナの受付事務室に救急車の手配を依頼したことから、本件事案が判明した。被害者は病院で15針縫合しており、「右太もも裂傷により全治2週間」の診断であった。  
・なお、本件事案発生の連絡を受けた△△県△△部△△課が事故の経緯を確認したところ、当該スポーツアリーナの施設管理者は、床面の状況に係る日常的な確認を行っておらず、床面剥離が生じていることに気付いていなかった。

(注) 本欄では次の3点を記載します。なお、調査中の場合、第2報以降で記載します。

- ①消費者による使用（飲食を含む。）又は利用の状況  
②消費者の被害の程度の状況  
③消費安全性を欠いている状況（事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合（例えば、事業者側が役務サービス提供上のミスを認めており、事業者側が商品の購入代金額の返金を申し出たなどの場合を想定）に該当する。）  
(注) 事態の場合は、事故が発生するおそれがあるものとして、消費者安全法施行令第2条又は第5条で定める要件への該当性を記載します。

## 【財産分野】

### 18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等

(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。  
該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 商品一般          | <input type="checkbox"/> 食料品           | <input type="checkbox"/> 住居品            | <input type="checkbox"/> 光熱水品            |
| <input type="checkbox"/> 被服品           | <input type="checkbox"/> 保健衛生品         | <input type="checkbox"/> 教養娯楽品          | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物          |
| <input type="checkbox"/> 土地・建物<br>・設備  | <input type="checkbox"/> 他の商品          | <input type="checkbox"/> クリーニング         | <input type="checkbox"/> レンタル・<br>リース・貸借 |
| <input type="checkbox"/> 工事・建築<br>・加工  | <input type="checkbox"/> 修理・補修         | <input type="checkbox"/> 管理・保管          | <input type="checkbox"/> 役務一般            |
| <input type="checkbox"/> 金融・保険<br>サービス | <input type="checkbox"/> 運輸・通信<br>サービス | <input type="checkbox"/> 教育サービス         | <input type="checkbox"/> 教養・娯楽<br>サービス   |
| <input type="checkbox"/> 保健・福祉<br>サービス | <input type="checkbox"/> 他の役務          | <input type="checkbox"/> 内職・副業<br>・ねずみ講 | <input type="checkbox"/> その他             |

### 19. 財産分野の事故等の態様（事業者の行為）

(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な広<br>告・表示                       | <input type="checkbox"/> 不実告知・事実<br>不告知           | <input type="checkbox"/> 断定的判断の提<br>供                  | <input type="checkbox"/> 不退去                       |
| <input type="checkbox"/> 監禁                                    | <input type="checkbox"/> 消費者を欺き、<br>威迫して困惑させ<br>る | <input type="checkbox"/> 法律により取消<br>事由となる不当勧<br>誘による契約 | <input type="checkbox"/> 法律が無効とす<br>る契約条項を含む<br>契約 |
| <input type="checkbox"/> 債務不履行等                                | <input type="checkbox"/> 違法景品類の提<br>供             | <input type="checkbox"/> 契約の締結に関<br>する行為規制違反           | <input type="checkbox"/> 契約の履行に関<br>する行為規制違反       |
| <input type="checkbox"/> 契約の申込みの撤<br>回・解除・解約に<br>関する行為規制違<br>反 |   |  |  |

### 20. 財産分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

- |  |  |                               |                               |
|--|--|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 店舗販売            | <input type="checkbox"/> 訪問販売                  | <input type="checkbox"/> 訪問購入 | <input type="checkbox"/> 通信販売 |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売          | <input type="checkbox"/> マルチ商法<br>マルチまがい商<br>法 |                               |                               |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |  | <input type="checkbox"/> 不明   |                               |

### 21. 財産分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |                                    |                                       |                             |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

### 22. 財産分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

- |                             |  |   |   |
|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦            | <input type="checkbox"/> 包括信用購入<br>あっせん(クレ<br>ジットカード) | <input type="checkbox"/> 個別信用購入<br>あっせん |
| <input type="checkbox"/> 借金 | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |   |   |

### 23. 財産分野の事故等の態様（被害金額）

(財産分野の事故等で被害に遭った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。)

既払い金額 →  円

商品・役務自体の金額 →  円

申込金 →  円

クレジット等手数料 →  円

その他  
  {  円 ( \_\_\_\_\_ )  
     円 ( \_\_\_\_\_ )  
     円 ( \_\_\_\_\_ )



被害金額は不明

### 24. 財産分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

25. 通知するとした判断理由

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

- ・バレーボールの練習に対する体育館の貸出しは全国的に行われていることからすると、消費者安全法第12条第2項に規定する、「被害の拡大、同種の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」に該当すると考えられることから、通知を行うものである。

26. 関連事項

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

- ・△△スポーツアリーナには他にも3つの体育館があり、同様に床面の剥離が生じていないか、早急に外部調査を実施する予定である。

【安全分野・財産分野共通】

27. その他特記事項

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

- ・病院の領収書は、一般財団法人〇〇において、写しを保管している。

# 消費者事故等情報通知様式

## 【安全分野・財産分野共通】

### 1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)

公益通報

(公益通報者保護法第2条第1項に該当)

不開示情報を含む

(行政機関情報公開法第5条第2号に該当)

### 2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体  
(行政機関名等)

○○県



担当者名 : ◇◇一郎

所属部署 : ○○○○

電話番号 :

□□□-□□□-□□□□

② 通知日時  
(西暦)

202●

年

▲

月

▲

日

▲

時

▲

分頃



第 1 報

### 3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

安全分野(生命・身体)

重大事故等

重大事故等以外

財産分野(表示・取引)

### 4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。)

(西暦)

① 発生日時

202●

年

△

月

△

日

△

時

△

分頃

② 発生地域 (都道府県等)

○○県

(市区町村)

●●市

### 5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものが無い場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を( )に記入します。)

施設等の場所

住宅

店舗・商業施設

学校

医療・福祉施設

公園

道路

公共施設

海・山・川等自然環境

車内・機内・船内

その他

→ ( \_\_\_\_\_ )

施設内の場所

階段

浴槽・風呂場

台所

玄関

居室

洗面所

ベランダ

庭

廊下

エレベーター

エスカレーター

動く歩道

自動ドア

回転扉

その他 → ( 食堂など )

### 6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)

(西暦)

情報を得た日時

202●

年

△

月

△

日

△

時

△

分頃

## 7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その方法を( )に記入します。)

来所

電話

FAX

文書(手紙等含む。)

電子メール

その他 → ( \_\_\_\_\_ )

## 8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。)

消費者

公益通報者

職権探知

事業者(製造)

事業者(販売)

事業者(同業他者等その他)

財産分野	情報提供者の氏名 または事業者名 →	△△ △△
	情報提供者の住所 →	○○県●●市
	情報提供者の電話番号 →	▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲
		消費者庁からの直接連絡 (可・不可)
		<input type="checkbox"/> 可
<input type="checkbox"/> 情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)		

## 9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するもの全てにチェック又は○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身  情報提供者以外

② 情報提供者を含めた被害者数  1 人

性別人数	男性 <input type="checkbox"/> 1 人	女性 <input type="checkbox"/> 人							
	年齢別人数	1歳未満 <input type="checkbox"/> 人	1歳以上 <input type="checkbox"/> 人	2歳未満 <input type="checkbox"/> 人	2歳以上 <input type="checkbox"/> 人	5歳未満 <input type="checkbox"/> 人	5歳以上 <input type="checkbox"/> 人	10歳未満 <input type="checkbox"/> 人	10歳以上 <input type="checkbox"/> 人
	10歳代 <input type="checkbox"/> 1 人	20歳代 <input type="checkbox"/> 人	30歳代 <input type="checkbox"/> 人	40歳代 <input type="checkbox"/> 人	50歳代 <input type="checkbox"/> 人	60歳代 <input type="checkbox"/> 人	70歳代 <input type="checkbox"/> 人	80歳以上 <input type="checkbox"/> 人	100歳以上 <input type="checkbox"/> 人
(注: 90歳以上の方がいる場合、90歳代、100歳以上で分けて記入 ⇒ 90歳代 <input type="checkbox"/> 人 100歳以上 <input type="checkbox"/> 人)									
職業別人数	給与生活者 <input type="checkbox"/> 人	自営業・ 自由業者 <input type="checkbox"/> 人	家事従事者 <input type="checkbox"/> 人	大学生・ 大学院生 <input type="checkbox"/> 人					
	高校生 <input type="checkbox"/> 1 人	中学生 <input type="checkbox"/> 人	小学生 <input type="checkbox"/> 人	保育・ 幼稚園児 <input type="checkbox"/> 人					
	未就園児 <input type="checkbox"/> 人	無職 <input type="checkbox"/> 人	その他 <input type="checkbox"/> 人	不明 <input type="checkbox"/> 人					

## 10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の原因となった商品・役務名及び型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。)

① 事業者の属性  製造事業者 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

輸入事業者 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

役務提供事業者 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

信用供与者  
(信販、クレジット、リース等) → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

販売事業者  
(購入先・契約先) → 名称 ( ◎◎株式会社 )

その他 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

② 商品・役務名  副業のマニュアル

③ 型番・ロット番号

④ 取引デジタルプラットフォーム名

## 【安全分野】

### 11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

事故情報

事態情報

### 12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

### 13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その態様を( )に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

役務事故

その他 → ( \_\_\_\_\_ )

### 14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

製品自体の不良

表示の不備

役務自体の不良

取扱説明書の不備

経年劣化

業者の設置・施工不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施工不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

### 15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

- |                                    |                                    |                                |                                  |
|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品       | <input type="checkbox"/> 家電製品      | <input type="checkbox"/> 住居品   | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱品       | <input type="checkbox"/> 被服品       | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物  |
| <input type="checkbox"/> 建物・設備     | <input type="checkbox"/> 保健・福祉サービス |                                |                                  |
| <input type="checkbox"/> 他の商品・サービス | → ( _____ )                        |                                |                                  |

### 16. 安全分野の事故等の被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その被害の状況を( )に記入します。)

- |  |                                      |                                  |   |
|--|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 骨折              | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫       | <input type="checkbox"/> 切断      | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷<br>・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷           | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷     | <input type="checkbox"/> 内臓損傷    | <input type="checkbox"/> 神経<br>・脊髄の損傷   |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷          | <input type="checkbox"/> 窒息          | <input type="checkbox"/> 熱傷      | <input type="checkbox"/> 凍傷             |
| <input type="checkbox"/> 皮膚障害            | <input type="checkbox"/> 感電障害        | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒 | <input type="checkbox"/> 食中毒            |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒          | <input type="checkbox"/> 感覚機能の<br>低下 | <input type="checkbox"/> 呼吸器障害   | <input type="checkbox"/> 消化器障害          |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                      |                                  |   |

### 17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

## 【財産分野】

### 18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等

(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。  
該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)

<input type="checkbox"/> 商品一般	<input type="checkbox"/> 食料品	<input type="checkbox"/> 住居品	<input type="checkbox"/> 光熱水品
<input type="checkbox"/> 被服品	<input type="checkbox"/> 保健衛生品	<input type="checkbox"/> 教養娯楽品	<input type="checkbox"/> 車両・乗り物
<input type="checkbox"/> 土地・建物 ・設備	<input type="checkbox"/> 他の商品	<input type="checkbox"/> クリーニング	<input type="checkbox"/> レンタル・ リース・貸借
<input type="checkbox"/> 工事・建築 ・加工	<input type="checkbox"/> 修理・補修	<input type="checkbox"/> 管理・保管	<input type="checkbox"/> 役務一般
<input type="checkbox"/> 金融・保険 サービス	<input type="checkbox"/> 運輸・通信 サービス	<input type="checkbox"/> 教育サービス	<input type="checkbox"/> 教養・娯楽 サービス
<input type="checkbox"/> 保健・福祉 サービス	<input type="checkbox"/> 他の役務	<input checked="" type="checkbox"/> 内職・副業 ・ねずみ講	<input type="checkbox"/> その他

### 19. 財産分野の事故等の態様（事業者の行為）

(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

<input checked="" type="checkbox"/> 虚偽・誇大な広告・表示	<input type="checkbox"/> 不実告知・事実不告知	<input type="checkbox"/> 断定的判断の提供	<input type="checkbox"/> 不退去
<input type="checkbox"/> 監禁	<input type="checkbox"/> 消費者を欺き、威迫して困惑させる	<input type="checkbox"/> 法律により取消事由となる不当勧誘による契約	<input type="checkbox"/> 法律が無効とする契約条項を含む契約
<input type="checkbox"/> 債務不履行等	<input type="checkbox"/> 違法景品類の提供	<input type="checkbox"/> 契約の締結に関する行為規制違反	<input type="checkbox"/> 契約の履行に関する行為規制違反
<input type="checkbox"/> 契約の申込みの撤回・解除・解約に関する行為規制違反			

### 20. 財産分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

<input type="checkbox"/> 店舗販売	<input type="checkbox"/> 訪問販売	<input type="checkbox"/> 訪問購入	<input type="checkbox"/> 通信販売
<input checked="" type="checkbox"/> 電話勧誘販売	<input type="checkbox"/> マルチ商法 マルチまがい商法		
<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		<input type="checkbox"/> 不明	

### 21. 財産分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)

<input checked="" type="checkbox"/> 既に契約・申込した	<input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない	<input type="checkbox"/> 不明
---	---------------------------------------	-----------------------------

### 22. 財産分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を( )に記入します。)

<input checked="" type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 自社割賦	<input type="checkbox"/> 包括信用購入 あっせん(クレジットカード)	<input type="checkbox"/> 個別信用購入 あっせん
<input type="checkbox"/> 借金	<input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )		

### 23. 財産分野の事故等の態様（被害金額）

(財産分野の事故等で被害に遭った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。)

既払い金額	→	<table border="1"><tr><td>× × × , × × ×</td></tr></table>	× × × , × × ×	円
× × × , × × ×				
商品・役務自体の金額	→	<table border="1"><tr><td>× × × , × × ×</td></tr></table>	× × × , × × ×	円
× × × , × × ×				
申込金	→	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>		円
クレジット等手数料	→	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>		円
その他	→	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>		円 ( _____ )
		<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>		円 ( _____ )
		<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>		円 ( _____ )



被害金額は不明

### 24. 財産分野の事故等の態様（事故等の詳細）

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

- 【日時、きっかけなど】2020年◆月◆日、高校の休み時間に、スマートフォンで、簡単にできる「副業」を検索し、副業ランキングの上位に表示された、初期費用がかからないとする事業者とSNSでつながり、電話番号等を教えた。
- 【消費者事故等の内容】2020年◇月◇日の放課後、高校の空きスペースで事業者からの電話を受けた。電話の内容は、高校生でもアルバイト感覚で簡単にでき、儲かる副業であることで、副業の具体的な内容を知るためにマニュアルを買う必要があると言われた。SNSに送信されてきた支払先に×万円を振り込んだ。SNSにマニュアルのリンク先が送付され、「スマホだけで簡単に月収●万円」、「●●すれば報酬が発生する」などとうたわれていた。マニュアルには、◎○株式会社という名称が書かれている。
- 【支払後の状況】マニュアルに記載されていた「□□副業」をやってみたが全く儲からないことを不審に思い、○○○○に相談した。

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

25. 通知するとした判断理由

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

- ・「□□副業」は、スマホだけの簡単な作業で儲かるなどとランキングサイトなどで表示されているが、実際には消費者には難しい内容で儲からない副業である。にもかかわらず、関心を持った消費者を、簡単にでき、儲かる副業であると勧誘していることからすると、消費者安全法第12条第2項に規定する、「被害の拡大、同種の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」に該当すると考えられることから、通知を行うものである。

26. 関連事項

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

- ・「□□副業」と同様の副業が、「○○ランキング」等の他の副業ランキングサイトで紹介されている。これらの副業も「□□副業」と同様の手口で消費者を勧誘しているおそれがある。

【安全分野・財産分野共通】

27. その他特記事項

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

- ・消費者から、■■、※※といった資料の提供を受け、写しを保管している。

## 消費者事故等情報通知様式 用語説明

**表1 「3. 事故等の種別」に関する用語の定義等**

選択肢の用語	定義（概要）	備考
安 全 分 野 ( 生 命 ・ 身 体 )	<p>① 消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命又は身体に次のいずれかの被害が発生した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 死亡</li> <li>ii ) 治療期間1日以上の負傷・疾病</li> <li>iii ) 一酸化炭素中毒</li> </ul> <p>② 消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務を使用等した場合であって、①の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 安全基準不適合</li> <li>ii ) 飲食物以外の物品に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や過熱・異常音等の異常が生じた事態</li> <li>iii ) 飲食物に、腐敗・変質・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態</li> <li>iv ) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態</li> </ul>	法2条5項1号、2号 政令1条、2条 府令1条
重 大 事 故 等	<p>①' 上記の①の事故により、次のいずれかの被害が発生した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 死亡</li> <li>ii ) 治療期間30日以上の負傷・疾病、一定程度の後遺障害</li> <li>iii ) 一酸化炭素中毒</li> </ul> <p>②' 消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務を使用等した場合であって、①'の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 安全基準に適合せず、かつ、飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態</li> <li>ii ) 安全基準に適合せず、かつ、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態</li> <li>iii ) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態</li> <li>iv ) 火災その他の著しく異常な事態</li> </ul>	法2条7項 政令4条、5条 府令5条、6条
財 产 分 野 ( 表 示 ・ 取 引 )	虚偽又は誇大な広告や表示、不当勧誘・契約条項など、表示や取引に関するもの。	法2条5項3号 政令3条 府令2条、3条、4条

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

**表2 【安全分野】「12. 安全分野の事故等の種類」に関する用語の定義等**

選択肢の用語	定義	備考
死 亡	死亡事故。	
負 傷 ・ 疾 病	負傷・疾病事故。	
一 酸 化 炭 素 中 毒	一酸化炭素中毒事故。	
安 全 基 準 不 適 合	法律の規定に基づいて決められた安全基準に適合していないこと。	
飲 食 物 の 异 常	飲食物の腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等。	
飲 食 物 以 外 の 异 常	飲食物以外の物品等の破損・故障・汚染・変質その他の劣化や過熱・異常音等の異常。	
窒 息 等 の 危 険	窒息等の生命・身体に対する危険。	
火 災 等 の 异 常 な 事 态	火災等の事態。	

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表3 【財産分野】「19. 財産分野の事故等の態様（事業者の行為）」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
虚偽・誇大な広告・表示	消費者の判断を迷わすような嘘や大げさな広告又は表示。	政令3条1号
不実告知・事実不告知	消費者に対し事実でないことを告げること、又は、わざと事実を告げないこと。	政令3条2号イ
断定的判断の提供	将来どうなるか分からぬ事項について断定的に説明すること。	政令3条2号ロ
不退去	消費者の自宅や職場に来てなかなか帰ってくれないと。	政令3条2号ハ
監禁	店舗等から消費者をなかなか帰らせないこと。	政令3条2号ニ
消費者を欺き、威迫して困惑させる	消費者を、騙して誤解させたり、脅して困らせ不安を感じさせること。	政令3条3号
法律により取消事由となる不当勧誘による契約	割賦販売法、特定商取引に関する法律又は消費者契約法によって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約のこと。	政令3条4号イ、府令2条
法律が無効とする契約条項を含む契約	消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして法律によって無効とされる契約のこと。	政令3条4号ロ、府令3条
債務不履行等	契約又は契約解除・解約したものを正当な理由なく履行しない、又は、履行を遅らせること。	政令3条5号
違法景品類の提供	景品表示法に違反する過大な景品を提供すること。	政令3条6号
契約の締結に関する行為規制違反	契約の締結又はその勧誘の場面における不招請勧誘、書面交付義務、説明義務違反など。	政令3条7号、府令4条
契約の履行に関する行為規制違反	債務不履行に基づく損害賠償請求の制限や書面交付義務違反など。	政令3条7号、府令4条
契約の申込みの撤回・解除・解約に関する行為規制違反	契約の申込みの撤回・解除・解約の場面における過剰請求の禁止など。	政令3条7号、府令4条

(備考) 1. 詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

2. 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、消費者安全法等の厳密な法解釈を示すものではない。

**表4 【財産分野】「20. 財産分野の事故等の態様（販売購入形態）」に関する用語の定義等**

選択肢の用語	定義（概要）	備考
店舗販売	消費者が事業者の店舗で商品・サービスを購入すること。	
訪問販売	消費者の家庭を訪問し販売又は販売の勧誘をすること。	
訪問購入	消費者の自宅等を訪問し物品の購入をすること。	
通信販売	インターネット、新聞、雑誌、カタログ等で広告し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引。	
電話勧誘販売	電話で商品やサービスの勧誘をし、消費者から申し込みを受ける取引。電話をいったん切った後に消費者から電話、郵便、インターネット等で申し込みをする場合を含む。	
マルチ商法 マルチまがい商法	販売組織に加入し、購入した商品などを知人などに売ることによって組織に勧説し、それがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るという商法。	

(備考) 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、特定商取引に関する法律等の厳密な法解釈を示すものではない。

**表5 【財産分野】「22. 財産分野の事故等の態様（信用供与の有無）」に関する用語の定義等**

選択肢の用語	定義（概要）	備考
現金	現金の手渡し、銀行振込みなどにより支払った場合。	
自社割賦	販売店等に分割払いの方法で支払うこと。但し2ヶ月以上にわたって3回以上に分割して支払う場合に限る。	
包括信用購入あっせん (クレジットカード)	クレジットカード等を使用して支払う方法。但し、翌月1回払(単なる決済手段としての利用)を除く。	
個別信用購入あっせん	クレジットカード等を使わず、契約ごとに信用調査が行われる信販契約やクレジット契約を利用して支払う方法(分割期間、日数を問わない)。	
借金	金融機関等から借金をして支払った場合。	

(備考) 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、割賦販売法等の厳密な法解釈を示すものではない。

## 消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。(※赤字部分が変更箇所)

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mailを御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く。)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(博物館における事故等について)

文化庁企画調整課博物館振興室

TEL : 03-6734-4897 (直通)

E-mail : museum@mext.go.jp

(運動・スポーツ中の事故(学校体育・保健体育授業中、運動部活中の事故を除く。)について)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2684 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : shisetsu@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : ml-hourei4@mext.go.jp